

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称	政治家女子48党党勢拡大基金 みんなでつくる党基金	
目的	本党の勢力拡大を目的とする	
前年末の残高 ①	14,504,995	
積立て		
年月日	金額	備考
R5/12/31	175,472,481	翌年繰り越し
R5/12/31	114,688,408	翌年繰り越し
小計 ②	290,160,889	
累実		
年月日	金額	備考
	<del>290,160,889</del>	
小計 ③	0	
合計 ( ② + ③ ) ④	290,160,889	
取崩し		
年月日	金額	備考
合計 ⑤	0	
本年末等の残高 ⑥ ( ① + ④ - ⑤ )	304,665,884	
増減額 ⑥ - ①	290,160,889	

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称	みんなでつくる党基金	
目的	本党の勢力拡大を目的とする	
前年末の残高 ①	14,504,995	
積 立 て		
年月日	金額	備考
R5/12/26	167,192,016	令和5年分政党交付金からの積立て
R5/12/29	114,688,408	令和5年分政党交付金からの積立て
小計 ②	281,880,424	
果 実		
年月日	金額	備考
小計 ③	0	
合計 (② + ③) ④	281,880,424	
取 崩 し		
年月日	金額	備考
R5/1/1	2,000,000	寄附金に充当
R5/1/11	2,800,000	寄附金に充当
R5/1/11	24,530	事務所費に充当
R5/2/2	1,200,000	寄附金に充当
R5/3/17	200,000	その他の経費に充当
合計 ⑤	6,224,530	
本年末等の残高 (① + ④ - ⑤) ⑥	290,160,889	
増減額 ⑥ - ①	275,655,894	

## 監査意見書

令和6年4月1日

党規約第9条第2項に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 実施した監査の概要

令和5年分の収支に関し、会計帳簿、領収書等及び残高証明書等について監査を行った。

#### 2 監査の対象となつた会計帳簿、領収書等及び残高証明書等についての意見

前会計責任者から引き継がれた会計帳簿が不完全であり、領収書等も一部欠けており、しかも党が預金している先の銀行の一部が党の預金口座における取引履歴の開示に応じず、残高証明書等の交付に応じなかった状況があり、党の会計の適否を判断する基礎に欠ける。

#### 3 その他の監査上の特記事項

前会計責任者から引き継がれた会計簿が不完全であり、領収書等も一部欠けており、しかも党が預金している先の銀行の一部が党の預金口座における取引履歴の開示に応じず、残高証明書等の交付に応じなかった状況があり、それに加えて令和6年3月14日に党について破産手続開始が決定され、党の財産の管理権が破産管財人に移ったことから、本日時点までに党の会計の適否を判断するために必要な資料が揃わなかつた。

政党の名称 みんなでつくる党

監査した者の職・氏名 監事 豊田 賢治



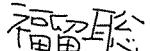
## 監査報告書

令和6年8月26日

みんなでつくる党

代表 大津 綾香殿

福留 聰公認会計士事務所

公認会計士 

### 1. 監査の概要

私は、政党助成法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、みんなでつくる党の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第20条第1項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、私は、必要と認めた監査手続を実施した。

### 2. 監査の結果

監査の結果、（別記）を除き、私の意見は次のとおりである。

- (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。
- (4) 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徵し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。

（別記）

- (1) 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」のうち会計資料引継ぎ未了分（36件、計16,455,837円内）(2) 使途が不明な支出11件、計2,915,364円含む)
- (2) 使途が不明な支出（11件、計2,915,364円）
- (3) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（賃金台帳、源泉徴収簿等が保管されておらず件数不明、計1,784,586円）

### 3. 利害関係

私には、規則第19条の規定に違反する事実はない。

## 宣誓書

## 添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- 2 監査意見書
- 3 監査報告書（本部に限る。）
- 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）



## 確認

- この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日

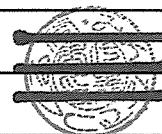
令和6年3月31日

政党(支部)の名称

みんなでつくる党

会計責任者の氏名

大津綾香



## ○宣誓書○

## 添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- 2 監査意見書
- 3 監査報告書（本部に限る。）
- 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

確認  なお、前会計責任者との本党代表権に関わる係争を背景に、会計業務と一部の会計資料の引継ぎが未了のため、支出の目的、支払い先名称、住所等が記載出来ない使途があります。これらにつきましては鋭意不明の解明に努め、判明次第訂正を行ってまいります。

年 月 日 令和6年4月1日

政党(支部)の名称 みんなでつくる党

会計責任者の氏名 大津綾香

